

事務連絡
令和3年6月17日

一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
日本商工会議所 } 御中

厚生労働省
職業安定局需給調整事業課
雇用政策課民間人材サービス推進室

派遣労働者に係る新型コロナウイルスワクチンの 職域接種について（周知依頼）

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスワクチンについて、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月8日から、職域（学校等を含む）単位での申請受付が開始されたところです。

派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれましては、職域接種の接種対象者を決定する際には、雇用形態によって一律に対象者を区別することなく、派遣元事業主とも連携を図りながら、派遣労働者を対象としていただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の「2. 企業が開設する診療所の接種対象について」のとおり、企業内で当該企業の福利厚生を目的として開設された診療所又は企業が新たに開設した診療所については、原則、福利厚生の目的の範囲内で診療を実施するものであるが、コロナワクチン接種に当たっては、下請け先や取引先、派遣労働者等に接種を行うことも差し支えない旨が明示されているところですので、原則の取扱いを理由に派遣労働者を接種対象から除外することのないようご注意ください。

以上につきまして、御配慮をいただくよう、会員企業への周知及び働きかけをお願い申し上げます。

別紙：「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

事務連絡
令和3年6月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その4）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）の迅速な接種のための体制確保に係る医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（その3）（令和3年5月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）等においてお示ししているところである。

今般、職域単位でのコロナワクチン接種を行う場合の医療法上の臨時的な取扱いについて、下記のとおり整理しお示しするので、内容を御了知の上、別添資料も適宜ご活用し管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法上の取扱いについて
 - 職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、新たに一時的に開設される診療所（以下「職域接種診療所」という。）については、「新型コロナウイルス

ルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」(その2)(令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)の記2の「法に基づき医療機関を開設し若しくは以前に開設し又は指定管理者制度により医療機関の管理を行う等地域医療の提供に関する一定の実績を有する者」でない場合であっても、開設者が適正かつ安全なコロナワクチン接種に係る医療を提供するための法に規定する義務(施設・人員・構造設備基準、医療安全等)を行うことが可能であると認められることを、都道府県知事等が確認した上で、法第7条第1項又は第8条の規定に基づく診療所の開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えなく、開設許可又は届出の申請に係る医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。)第1条の14第1項又は第4条に基づく申請事項については、下記の事項のみで差し支えないこととする。

- ・ 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)及び開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である場合はその旨(臨床研修修了登録証(開設者が医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)を提示し、又はそれらの写しを添付すること。)

- ・ 名称
- ・ 開設の場所
- ・ 開設の予定年月
- ・ 管理者の住所及び氏名(法第8条の規定に基づく届出の場合に限る。)

○ また、診療所の開設に係る医療法施行令(昭和23年政令326号。以下「令」という。)第4条の2第1項に基づく開設後の届出については、省略して差し支えないこと。ただし、適切かつ安全なコロナワクチン接種に係る医療を提供する観点から、則第3条第1項第2号のうち、管理者の住所及び氏名の提出を求めることとするが、当該事項の提出についても、事後の適切な時期に行うこととして差し支えない。

○ なお、この場合の取扱いについて、下記のとおりとするので、ご留意いただきたい。

- ・ 職域単位でのコロナワクチン接種の実施が終了し次第、速やかに法第9条第1項の規定に基づく診療所の廃止届出を提出すること。
- ・ 職域接種診療所の開設者は、職域接種を行う企業やその委託を受けて接種

に係る医療を提供する法人等である必要がある。また、開設者が実質的に職域接種診療所の開設・経営の責任主体であることを十分に確認すること。

- ・ 現に運営している病院又は診療所の管理者が、職域接種診療所を管理する場合には、則第9条第4項第2号で定める「その他都道府県知事が適当と認めた場合」に該当し、法第12条第2項に規定する都道府県知事等の許可を行うことができること。また、この場合において、管理者がその管理する医療機関及び職域接種診療所の運営に支障を来すことなく、医療の安全が十分確保されることを都道府県知事等が確認した上で、法第12条第2項に規定する許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。
- ・ 医療機関の管理者については、法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として常勤であることが求められるが、職域接種診療所については、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤する医師でなくとも管理者となることができること。
- ・ 現に運営している病院又は診療所の管理者が、職域接種診療所の管理者となること等を理由として、現に運営している病院又は診療所において一定期間診療に従事しない場合には、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する（複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。）とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、令第4条第3項及び第4条の2第2項で規定する届出は行わずに当該病院等における診療の継続を認めることとして差し支えないこと。

2. 企業が開設する診療所の接種対象について

企業内で当該企業の福利厚生を目的として開設された診療所又は企業が新たに開設した職域接種診療所（以下「企業内診療所」という。）については、原則、福利厚生の目的の範囲内で診療を実施するものであるが、職域単位でのコロナワクチン接種に当たっては、例えば、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族などに接種を行うことも差し支えないこと。なお、職域単位でのコロナワクチン接種に係る業務の範囲を超えて、企業の事業収益の一部に加え又は加えようとする意図をもって医療を行うなどのことがないよう、留意されたい。

3. 巡回健診等として実施する場合の医療法上の取扱いについて

職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、病院又は診療所が、当該医療機関以外の会場等を活用して、当該病院又は診療所の所在する都道府県内でコロナワクチン接種を実施する場合には、巡回健診等として、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（その2）（令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の記1のとおり、対応されたい。なお、企業内診療所が当該医療機関以外の当該企業内の会場等を活用する場合も同様である。

4. 診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、現に運営している病院又は診療所の診療時間や診療日を一時的に変更する場合には、法に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。

5. 医療機関の構造設備の変更に係る医療法上の取扱いについて

職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、現に運営している病院又は診療所が、則第1条の14第1項第8号（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員）、第9号（敷地の面積及び平面図）、第11号（建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示するもの。））及び第12号（病院における診察室等の施設の有無及び構造設備の概要）に掲げる事項を変更しようとする場合には、法第7条第2項の都道府県知事等の許可及び令第4条第3項の都道府県知事等に対する届出並びに法第27条の都道府県知事等の検査及び許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。

以上